

令和7年度中島村職員（資格免許職）採用候補者試験実施要領

中島村職員（資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	児童厚生員
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）ただし、学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校、又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者又は令和7年3月までに取得見込の者。あるいは、保育士、社会福祉士のいずれかの資格を有する者又は令和7年3月までに取得見込の者に限ります。

資格内容により幼稚園、保育所、児童館の人事交流があり、適宜人事異動があります。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

次により行います。

(1) 第1次試験

教養試験（高校卒業程度以上：知識分野20問、知能分野20問）及び適性検査（性格特性検査・職場適応性検査）

職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接・小論文・集団討論等による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和6年 7月14日（日）	受付 9：00～9：30 教養試験 10：00～12：00 適正検査 13：00～14：30	福島市方木田字 上原37番地 福島県立福島西高等学校	令和6年8月中旬から9月上旬頃、中島村役場掲示板に合格者番号を掲示するほか、受験者に通知します。
第2次試験	該当者に別途通知します。			

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本村役場総務課で交付します。郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員（児童厚生員）採用試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して（※受験票は切り取らないでください）、本村役場総務課に持参または郵送で提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「職員（児童厚生員）採用試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。
（受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は、当日受験できません。）

(3) 受付期間

令和6年5月15日（水）8時30分から令和6年6月14日（金）17時15分まで。
郵便による申込書提出の場合は、6月12日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、中島村個人情報保護条例18条の規程により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が来庁してください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1ヶ月間	中島村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参のこと。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受験者は、上履き、下足を入れる袋等を持参してください。
- (3) 受験者は、昼食及び飲み物を持参してください。
- (4) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れは禁止します。
また、家族による送迎も会場周辺の混雑により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関をご利用ください。
- (5) 受付時間は厳守してください。
- (6) この試験に関し不明な点は、中島村役場総務課に問い合わせてください。
郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。